

介護保険料減免申請書

杵藤地区広域市町村圏組合 管理者 様

下記により 年度分介護保険料の減免を申請します。
 この申請により介護保険料の減免を受けた場合には介護保険料を納付することを約束します。
 また、介護保険料の減免を受ける必要がなくなった場合には速やかに申し出ることを約束します。

住 所												
氏 名												
生 年 月 日	年			月			日					
被 保 険 者 番 号												
個 人 番 号												

年 月 日

氏名



※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

※ ここから下は市町で記入しますので、何も書かないで下さい。

市町受付

- 生活保護を受給していない。
 - 世帯に住民税課税者がいない。
 - 前年の世帯の収入合計額が基準額以下である。
- 以上確認しました。

年 月 日

市町担当者氏名

※ ここから下は保険者記入欄です。

世帯の収入額合計	3/4減免基準額	2/4減免基準額
円	円	円
世帯の預貯金等合計額	減免該当基準額	
円	円	

減免該当	該当する	減免額	3/4	減免開始日	年 月 日
	該当しない		2/4		

以上確認しました。

年 月 日

様式第2号

預貯金等調査同意書

杵藤地区広域市町村圏組合 管理者 様

介護保険料の減免を申請するにあたり、その審査に必要な預貯金等の資産を保険者が金融機関等に報告を求めることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

保険料減免に関する聞き取り調査票

申請者 _____

生活保護受給の有無 有 ・ 無

現年度の保険料の段階 1 2 3 4 5 6

社保の場合、誰かに扶養されている可能性が高くなりますので注意して下さい

健康保険加入状況 国保 ・ 社保等 ・ 後期高齢

福祉年金等の受給状況 遺族年金 ・ 遺族恩給 ・ 障害年金 ・ 雇用保険 ・ 老齢福祉年金

市町村民税課税対象者に扶養されているか (同じ家に住んでいる別世帯員を含む) されている ・ されていない

市町村民税課税対象者と生計を一にしているか (同じ家に住んでいる別世帯員を含む) している ・ していない

自己居住用及び生計を維持するため以外の不動産(土地・家屋)を所有しているか

している ・ していない

世帯の収入状況

世帯員名	前々年度1～3月及び前年度4月～12月の収入		
	収入の種類	年収額(円)	算定基礎
合計収入			

預貯金等の額 約 _____ 万円

その他、特別な事情

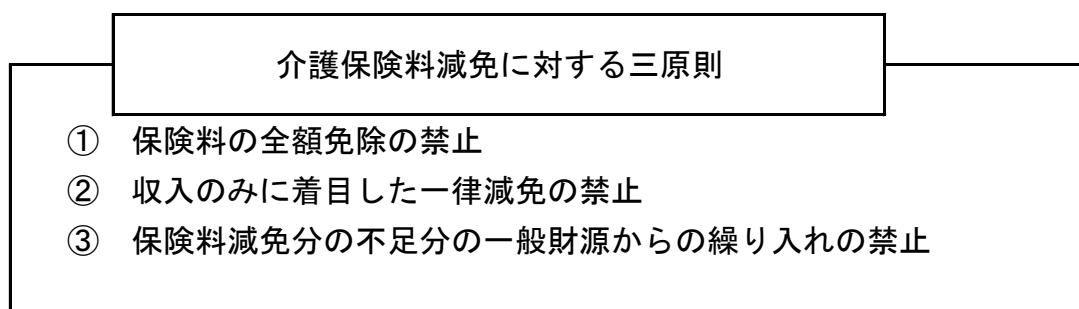
低所得者の保険料単独減免の概要

① 制度開始の理由

介護保険は、社会全体で支えることを理念としておりこの理念に基づき、適用除外者を除くすべての高齢者から介護保険料を徴収しています。

しかし、その中には収入が少なく、介護保険料を納めることができない人もいます。そのため、特に収入が少ない階層の高齢者について、その生活の状況を確認し、減免する制度を設けることとしました。

なお、国が示した減免に対する三原則は遵守しています。



② 対象者

特に収入が少ない階層の高齢者の保険料を減免する制度ですので、以下の条件をすべて満たす方を対象とします。

- (1) 生活保護受給者ではないこと。
- (2) 世帯員全員が非課税であること。
- (3) 収入が次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 世帯全員の収入額が、42万円以下であること。 **【3/4減免】**
(世帯員が1人増すごとに上限に18万円を加算します。)
 - ② 世帯全員の収入額が、84万円以下であること。 **【2/4減免】**
(世帯員が1人増すごとに上限に36万円を加算します。)
- (4) 住民税課税者に扶養されていないこと。
- (5) 住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- (6) 資産等を活用しても、なお生活が困窮している状態にあること。
 - ※ その条件は下記のとおりとします。
 - ・ 預貯金等の額は、世帯で合計120万円以下であること。
 - ・ 生命保険の返戻金等については、年度内に見込める場合は、預貯金等の額に加算します。
 - ・ その他の資産（不動産等）については評価はしますが、預貯金等の額に加算したりはしません。

③ 減免額

介護保険料の減免申請をした時点で、納期未到来の保険料について次のとおり減免します。

A：対象者となる条件（3）の①に該当する場合は基準額の3／4を減免します。

B：対象者となる条件（3）の②に該当する場合は基準額の2／4を減免します。

※ 介護保険料がすでに第2段階の人はBに該当しても減免の対象とはなりません。
すでに2／4を減免した状態とおなじ状態だからです。

通常第5段階（基準額）

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
7,932	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	71,832

例1：第1段階の人が6月に申請してAに該当し、減免となった場合

通常第1段階

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2,652	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	21,552

↓ 8月分から基準額の3／4が減免され、基準額の1／4になります。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2,652	2,100	2,006	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	17,958

例2：第1段階の人が8月に申請してAに該当し、減免となった場合

通常第1段階

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2,652	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	21,552

↓ 8月分から基準額の3／4が減免され、基準額の1／4になります。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2,652	2,100	2,300	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	18,952

※決定月により、月割額が変わることがあります。

※ 保険料減免申請中に納期到来する保険料については、いったん全額納付していただき、減免決定後に未納分の保険料への充当または還付をします。

別表：介護保険料減免基準額早見表

特に収入が少ない者の場合

世帯員数	世帯員の収入額の合計	
	1 / 4に減免	2 / 4に減免
1人	420,000 円	840,000 円
2人	600,000 円	1,200,000 円
3人	780,000 円	1,560,000 円
4人	960,000 円	1,920,000 円
5人	1,140,000 円	2,280,000 円
6人	1,320,000 円	2,640,000 円
7人	1,500,000 円	3,000,000 円
8人	1,680,000 円	3,360,000 円
9人	1,860,000 円	3,720,000 円
10人	2,040,000 円	4,080,000 円

※ 世帯員の収入の合計金額が上記の金額以下の場合が減免の対象となります。

※ 介護保険料がすでに第1段階の人は2 / 4減免の対象にはなりません。
(保険料がすでに基準額の1 / 2以下なので)

災害により財産に被害を受けた場合

生計維持者の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	3割以上5割未満	50 / 100
	5割以上	100 / 100
500万円を超え750万円以下	3割以上5割未満	25 / 100
	5割以上	50 / 100
750万円を超え1000万円以下	3割以上5割未満	12.5 / 100
	5割以上	25 / 100

※注意
保険等により補填されるべき金額がある場合は損害の程度から差し引きま

生計維持者の死亡等又は事業の休廃止による減収の場合

減収の程度	減免の割合
収入の減少が前年の収入の7割を超える	70 / 100
収入の減少が前年の収入の5割を超える	50 / 100

災害による農作物の不作等で減収があった場合

生計維持者の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	100 / 100
300万円を超え400万円以下	80 / 100
400万円を超え550万円以下	60 / 100
550万円を超え750万円以下	40 / 100
750万円を超え1000万円以下	20 / 100

※注意

農業災害補償法により支払われるべき農作物共済金額を差し引いた農作物の不作による収入減額が、平年の農作物による収入額の3割以上の場合が対象となります。